

第12回山形県手話通訳者養成講座開催要綱

1. 目的

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成する。

2. 対象者

聴覚障がい者と手話による日常会話が可能な者で、講座の全日程を受講できる者。

3. 主催

山形県

4. 主管

山形県聴覚障がい者情報支援センター

5. 開催日程（予定）

《通訳Ⅰ》 講習期間：平成28年4月17日(日)～12月18日(日)

1	4月17日(日)	9	8月21日(日)
2	5月8日(日)	10	9月25日(日)
3	5月22日(日)	11	10月2日(日)
4	6月5日(日)	12	10月23日(日)
5	6月19日(日)	13	11月6日(日)
6	7月3日(日)	14	11月13日(日)
7	7月17日(日)	15	12月4日(日)
8	7月31日(日)	16	12月18日(日)

※ 時間：10時～15時40分（1日に1.5時間×3講座行います）

《通訳Ⅱ》《通訳Ⅲ(仮)》 講習期間：平成29年5月～12月

なお、やむを得ず講座の一部を欠講した場合は、第13回山形県手話通訳者養成講座において当該講座を受講し、講座を修了することができる。

6. 開催会場（予定）

山形県聴覚障がい者情報支援センター 意思疎通支援研修室

7. 養成内容

養成カリキュラム（実施計画書）は開講日に配布する。

8. 募集人員

20名程度

9. 申込締切

平成28年3月12日(日)（必着） 期限厳守のこと。

10. 受講料 無料

ただしテキスト及び資料代は実費負担

〔 内訳・・・通訳Ⅰ：3,024円、通訳Ⅱ3,024円、講義：1,836円
通訳Ⅲ(仮)：未定 〕

受講決定後、最初の受講日に7,884円を持参すること。

なお、通訳Ⅲ(仮)のテキスト代金は、発刊時に徴収する。

11. 修了後について

講座を修了した者は、山形県手話通訳者登録試験（全国統一手話通訳者試験）を受験する。

試験合格者は、手話通訳者として各市町村等に登録した上で、手話通訳活動を行う。

12. 申し込み方法

別紙申込書に必要事項を記入し、FAX、メール又は郵送により申し込むこと。

また、メール・FAXで申し込んだ場合には、電話により受信の確認を行うこと。

なお、受講者の決定については、山形県聴覚障がい者情報支援センターから申込者に別途通知する。

13. 申し込み・問い合わせ先

山形県聴覚障がい者情報支援センター
〒990-0021
山形市小白川町2-3-30
T/F：023-666-7616
メールアドレス y-mimi@white.plala.or.jp
(yの次はハイフン)